

第 763 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 5 年 4 月 11 日（火） 14 時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) 「G7 広島サミット及び関連閣僚会合」開催に伴う取締・検査への協力依頼について
（業務部 管理課 堀籠課長）
 - (2) ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について
（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）
 - (3) 日インドネシア EPA における原産地証明書のデータ交換パイロット運用開始時期の変更について
 - (4) フィリピンによる RCEP 協定の批准について
 - (5) 令和 4 年度末関税法基本通達等の改正（EPA 関係抜粋）について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (6) 加工再輸入減税制度(暫 8)における生地見本等の原則省略化について
（業務部 通関総括第 3 部門 野崎 統括審査官）
 - (7) ペット用玩具（第 95.03 項に分類されない事例）の HP 掲載について
（業務部 勅使川原 首席関税鑑査官）
4. 連絡事項等

令和5年4月

関係各位

横浜税関

「G7 広島サミット及び関連閣僚会合」開催に伴う取締・検査への協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、G7 広島サミット等を標的としたテロ行為等を未然に防止し、サミット等の円滑な実施に資するため、水際対策を強化しております。

水際対策強化のため税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようご協力をお願いいたします。

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
- ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
- ・ 配送先がサミット会場宛の不自然な貨物がある。等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

(「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい)

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード

水際対策強化へのご協力のお願い

横浜税関はG7広島サミット等開催に伴い
テロ防止に全力で取り組んでおります

本年4月以降『G7広島サミット及び関連閣僚会合』
が開催されます。

税関では、テロ行為等を未然に防止するとともに、
サミット等の円滑な実施に資するため、輸入貨物や
入国者への検査を強化してまいりますので、ご理解
とご協力をお願いいたします。

S

T

O

P

密輸情報の提供のお願い



密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。
身の回りで「不正薬物等の密輸に関する情報」がございましたら税関密輸情報窓口にご連絡ください。

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)



E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

HP <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供
QRコード



テロ関連物資

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、2月28日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和5年政令第160号）等が4月7日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和5年3月31日財関第318号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和5年3月31日財関第318号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R05z318.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153



現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [原産地証明手續](#) > 原産地証明書のデータ交換に伴うNACCSの対応等説明会(日インドネシアEPA)について

原産地証明書のデータ交換について

【重要なお知らせ】日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の パイロット運用の開始時期の変更について(令和5年3月22日)

令和5年4月から開始予定としていた日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換に係るパイロット運用について、準備に万全を期すため当局間で協議を行った結果、5月以降に開始する方向で調整することとなりましたので、お知らせいたします。

電子原産地証明書のご利用を予定されている皆様には、大変申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお願いたします。

なお、今後のスケジュール及びパイロット運用の具体的な実施方法については、本HPでお知らせいたします。

原産地証明書のデータ交換に伴うNACCSの対応等説明会(日インドネシアEPA)について(令和5年2月14日)

※パイロット運用の開始日は変更となりました。(令和5年3月22日)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について、令和5年1月30日(月)、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)との共催により日本への輸入申告に係るNACCSの対応等について説明会を行いました。

- [説明会資料](#)
[【動画】第1部 原産地証明書データ交換の取組について\(関税局説明\)](#)
[【動画】第2部 NACCS仕様説明\(NACCSセンター説明\)](#)
- 原産地証明書データ交換に伴うNACCSの業務仕様及びFAQについてはNACCS掲示板をご参照ください。
[輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料\(NACCS掲示板\)](#)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について(令和4年12月27日)

※パイロット運用の開始日は変更となりました。(令和5年3月22日)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、2023年4月からのパイロット運用を経て、同年6月中を目途に運用が開始されることになりましたのでお知らせします。

原産地証明書のデータ交換が実施されると、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ(電子原産地証明書:e-CO)を提出することが可能となります。運用の詳細については今後、本HPにてお知らせします。

[日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について\(令和4年12月\)](#)

[\[PDF:505KB\]](#) 

※日本からの輸出については経済産業省HPをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>


原産地証明書のデータ交換について(最終更新:令和4年12月27日)

関税局・税関では、貿易に係るビジネス環境整備を目的として、2021年からタイ、インドネシア及びASEANとの間で輸出入国間のEPAの原産地証明書のデータ交換を実現するための協議を関係各省等と連携しながら行っています。相手国との間でデータ項目に必要な項目やシステムの接続方法について協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指しています。

関税・外国為替等審議会 関税分科会(令和4年10月4日開催)

[最近の関税政策と税関行政をめぐる状況\(抜粋:原産地証明書のデータ交換について\)\[PDF:446KB\]](#) 

関税・外国為替等審議会 関税分科会(令和4年11月24日開催)

[スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022\(抜粋:原産地証明書のデータ交換に向けた取組\)\[PDF:335KB\]](#) 



現在位置: [ホーム](#) > [経済連携協定\(EPA/FTA\)\(関税・税関関係\)](#) > [フィリピンによるRCEP協定の批准について](#)

フィリピンによるRCEP協定の批准について

2023年4月4日

本年4月3日に、フィリピンが地域的な包括的経済連携(RCEP)協定批准のための国内手続を終了し、批准書を寄託しました。これにより、RCEP協定はフィリピンに対し、2023年6月2日に効力を生ずることとなります。

詳細につきましては、以下のページ(外務省報道発表へのリンク)をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/press6_001473.html

RCEP協定については、2022年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10カ国の間で発効しており、また韓国に対しては同年2月1日に、マレーシアに対しては同年3月18日に、インドネシアに対しては2023年1月2日にそれぞれ発効しております。



現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 事前教示制度に関する様式の変更等について

事前教示制度に関する様式の変更等について

令和5年3月31日

事前教示制度（品目分類、原産地、関税評価、減免税）に関する税関の様式について、令和5年4月1日から以下のとおり取扱いが変更となりますのでご連絡いたします。

1. 事前教示照会書（原産地、関税評価）の変更

文書による原産地に係る事前教示の照会及び関税評価に係る事前教示の照会において照会者から税関にご提出いただく照会書の様式が変更となります。令和5年4月1日からは以下の様式をご利用ください。

【変更となる様式】

- [事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）](#)
[インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）](#)
※変更の詳細については[こちら](#)をご参照ください。
- [事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000-6）](#)
※税関の受理印欄を削除

2. Eメールによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨の通知書の廃止（品目分類、原産地、関税評価、減免税）

Eメールによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えたときに税関から照会者に対して行う通知方法について、令和5年4月1日から、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）」の送付に代えて、Eメール本文にインターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を記載して通知することといたします。

【廃止となる様式】

- インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ(通知)
(C-1000-14)
- インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ(通知)
(原産地回答用) (C-1000-17)
- インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ(通知)
(関税評価回答用) (C-1000-20)
- インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ(通知)
(減免税回答用) (C-1000-26)

3. 事前教示回答書（品目分類、原産地、関税評価、減免税）等への税関による押印の廃止

文書による事前教示の回答書等、事前教示制度の実施に際して税関が発出する次に掲げる様式について、令和5年4月1日から、税関による押印を廃止いたします。なお、押印の廃止後も輸入申告書に添付された事前教示回答書の取扱いに変更はなく、これまで通り輸入申告書の審査の際に尊重されます。

【税関による押印が廃止となる様式】

- [事前教示回答書\(変更通知書兼用\) \(C-1000-1\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書兼用\)\(原産地回答用\) \(C-1000-2\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書兼用\)\(関税評価回答用\) \(C-1000-9\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書兼用\)\(減免税回答用\) \(C-1000-23\)](#)
- [文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ\(通知\) \(C-1000-10\)](#)
- [事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ\(通知\) \(C-1000-11\)](#)
- [インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ\(通知\)\(電子メールによる事前教示回答書兼用\) \(C-1000-15\)](#)
- [インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ\(通知\)\(電子メールによる事前教示回答書兼用\)\(原産地回答用\) \(C-1000-18\)](#)
- [インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ\(通知\)\(電子メールによる事前教示回答書兼用\)\(関税評価回答用\) \(C-1000-21\)](#)
- [インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ\(通知\)\(電子メールによる事前教示回答書兼用\)\(減免税回答用\) \(C-1000-27\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書\)に関する意見の申出書・事前教示回答書\(変更通知書\)に関する意見の申出に対する回答書 \(C-1001\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書\)\(関税評価回答用\)に関する意見の申出書・事前教示回答書\(変更通知書\) \(関税評価回答用\)に関する意見の申出に対する回答書 \(C-1001-1\)](#)
- [事前教示回答書\(変更通知書\)\(減免税回答用\)に関する意見の申出書・事前教示回答書\(変更通知書\) \(減免税回答用\)に関する意見の申出に対する回答書 \(C-1001-2\)](#)
- [事前教示に係る補足説明書 \(C-1002\)](#)

(参考)

事前教示制度（品目分類関係）

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

事前教示制度（原産地関係）

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

事前教示制度（関税評価関係）

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#g>

事前教示制度（減免税関係）

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#i>

(+ %\$\$

<p>fl L</p> <p>%SSS %SSS</p> <p>fl L</p> <p>*& %& & %& - %' S ,**</p> <p>fl L fl L</p> <p>%SSS %SSS</p>	<p>fl L</p> <p>%SSS %SSS</p> <p>fl L</p> <p>*& %& & %& - %' S ,**</p> <p>fl L fl L</p> <p>%SSS %SSS</p>
---	---

(+

%)\$

f1 L:

f1 L:

(

(+

%\$

<p>fi L: _____ _____ _____</p> <p>fi L: _____</p> <p>(中略)</p>	<p>fi L: _____</p> <p>_____ %\$ \$ % _____ %\$ \$ % _____ fi L: _____</p> <p>(同左)</p>
---	---

受付番号 (税関記入欄)

登録番号 (税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名		輸入者符号	
殿	代理人の 住所、氏名		(担当者)	(電話番号)
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO 協定 <input type="checkbox"/> 経済連携協定() <input type="checkbox"/> 特惠 <input type="checkbox"/> その他() 税率適用に関する原産地について照会します。				
品名 HS 番号 銘柄・型番		製造地 製造者	輸入申 告予定 官署	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
		照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
		類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)				
原産地認定に関する意見 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
非公開期間の要否 { 原則公開です。 裏面注意事項3.参照 }	要・否	非公開理由		
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求 ・ 提出、 枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書に記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）

公開日	以降	登録番号
-----	----	------

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式C第1000号-3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号)による照会について、下記のとおり回答します。
(令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。)

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付して下さい。

回答	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
令和 年 月 日	税関業務部

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特惠原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特惠税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記5. により朱書されたものを除きます。）
4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

(規格A4)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書 (原産地照会用)

税関様式C第1000号-16

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名	輸入者符号	
殿	代理人の 住所、氏名	(担当者) (電話番号)	
下記貨物の <input type="checkbox"/> WTO協定 <input type="checkbox"/> 経済連携協定 () <input type="checkbox"/> 特恵 <input type="checkbox"/> その他 () 税率適用に関する原産地について照会します。			
品名 HS番号 銘柄・型番		製造地 製造者	輸入申告予 定官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図画・カドガ・説明書・その他 ()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無	照会貨物に係る原産地事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
	照会貨物に係る品目分類事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)		
	類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
照会貨物の説明 (関係する国における加工、製造に関する事項等)			
原産地認定に関する意見 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
続	補足説明書	提出	枚

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）	
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）	はい ・ いいえ
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL： http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。
⑧ ⑦により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要 ・ 否
非公開理由	非公開期間
（ ） 日 （180日を超えない期間）	

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。**当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。**その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（原産地回答用）

（照会者名）（敬称）_____から、令和_____年_____月_____日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）_____に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本の提出が必要。
- 一の原産地について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
（首席）原産地調査官

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先）_____までお問い合わせください。

原産地

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号-2）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。

受付番号

登録番号

税関様式C第1001号

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名
殿	代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書（登録番号 ） 事前教示回答書変更通知書（登録番号 ）
に関し、下記の理由により	{ 関税率表適用上の所属区分 } { 原産地 } につき意見の申出を行います。
上記 { 事前教示回答書 } { 事前教示回答書変更通知書 }	に係る貨物の { 関税率表適用上の所属区分 } { 原産地 } は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

令和 年 月 日

税関業務部

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日翌日から起算して2月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
3. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は事前教示回答書が撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）を返付してください。

(規格A4)

税関様式 C 第 1002 号

事前教示に係る補足説明書

令和 年 月 日 殿	番号 _____
税関 _____	
先に令和 年 月 日付事前教示に関する照会書をもって照会があった貨物（品名 _____）につき、下記の質問事項に対する補足説明を必要としますので、令和 年 月 日までに「補足説明事項」欄に必要事項を記載のうえ、提出して下さい。なお、同日までに提出がない場合又は補足説明が不十分な場合には、回答を受けられないこととなります。	
(質問事項)	
(補足説明事項)	
令和 年 月 日 補足説明者の氏名又は名称	(担当)

- (注) 1. この補足説明書は、事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号、税関様式 C 第 1000 号—2、税関様式 C 第 1000 号—6 又は税関様式 C 第 1000 号—22）に添付して下さい。
2. 記載欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。

(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示回答書（変更通知書兼用）（C-1000-1）</p> <p>（省略）</p> <p>「分類理由」欄には、「関税率表上の所属区分」等の欄に記載した関税率表適用上の所属区分等の根拠（例えば、①照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、②照会者から提出された商品説明と上記①の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載する。</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</p> <p>（省略）</p> <p>「品名・HS番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）の関税分類番号（HS番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示回答書（変更通知書兼用）（C-1000-1）</p> <p>（同左）</p> <p>「分類理由」欄には、「関税率表上の所属区分」等の欄に記載した関税率表適用上の所属区分等の根拠（例えば、①照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、②照会者から提出された商品説明と上記①の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載し、押印する。</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</p> <p>（同左）</p> <p>「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「照会貨物に係る<u>原産地</u>事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、<u>当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</u></p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を<u>認定</u>するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号<u>及びその年月</u>（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの<u>3 欄</u>については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「R C E P 原産国」の教示を希望する場合、「R C E P 原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物が R C E P 協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を 9 桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（省略）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C-1000-3）</p>	<p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を<u>決定</u>するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの<u>2 欄</u>については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料<u>並びに製品の H S 番号</u>等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「R C E P 原産国」の教示を希望する場合、「R C E P 原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物が R C E P 協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を 9 桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（同左）</p> <p>事前教回答書（変更通知書兼用）（原産地照会用）（C-1000-3）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官））の氏名を記載する。</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>（省略）</p> <p>「品名・HS番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名、統一システムの関税分類番号（HS番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該</p>	<p>（同左）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官））の氏名を記載し、<u>押印</u>する。</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>（同左）</p> <p>「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を認定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの<u>3</u>欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（省略）</p> <p><u>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書（C-1001）</u></p> <p>（省略）</p> <p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあつては関税鑑査官）、原産地に係る</p>	<p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの<u>2</u>欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（同左）</p> <p>事前教示回答書（変更通知）に関する意見の申出・<u>回答書（C-1001）</u></p> <p>（同左）</p> <p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあつては関税鑑査官）、原産地に係る</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官）の氏名を記載する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官）の氏名を記載し<u>押印</u>する。</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで、<u>この章第15節及び第15節の2</u>において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>また、TPP11協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある製品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p>（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1-1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節まで<u>及びこの章第15節</u>において「輸入申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>また、TPP11協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第2・6条に規定する「関税率の差異」のある製品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。</p> <p>（輸入申告時の関係書類等の提出）</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ EPA 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（この章第 15 節の 2 の規定により電子原産地証明書を提出する場合における当該電子原産地証明書を除く。）若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する締約国</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ EPA 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ホ</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の4の規定に準じて行うものとし、同項(2)ホ(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 電磁的記録により提出する書類の解像度は200dpi以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。ただし、関税法施行令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書、同項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（この章第15節の2の規定により電子原産地証明書を提出する場合における当該電子原産地証明書を除く。）又は関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書については、カラーのファイルでの提出を求めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第15節の2 電子原産地証明書の提出</p>	<p>(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ト (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第15節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 電磁的記録による提出する書類の解像度は200dpi以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。ただし、関税法施行令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書、同第2号に規定する締約国原産地証明書又は関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書については、カラーのファイルでの提出を求めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（電子原産地証明書の提出）</p> <p>15の2-1 システムを使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この項及び15の2-3において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出にあたり、システムに登録された電子原産地証明書（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号。以下「インドネシア協定」という。）第41条に規定する原産地証明書のうち、インドネシア共和国の発給機関が電子的に発給し、日本国及びインドネシア共和国の間で構築した原産地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>① 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原産地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原産地証明書の原産地証明書番号及び当該電子原産地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報を利用して「原産地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</p> <p>イ 当該輸入申告等を行おうとする貨物に係る電子原産地証明書がシステムに登録されていること。</p> <p>ロ 当該電子原産地証明書にインドネシア協定附属書3に定める事項が登録されていること。なお、当該事項のうち輸出者の申告及び証明については、当該電子原産地証明書に輸出者の申告の日付及び証明の日付が登録されていることをもってそれぞれ輸出者の申告及び証明があったものとみなされるので留意する。</p> <p>ハ 電子原産地証明書の発給を申請した輸出者又は生産者以外の者で</p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>あ</u> 第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、仕入書が第三国で発行される旨及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所が登録されていること。</p> <p><u>ニ</u> 電子原産地証明書に登録されている物品と輸入申告等を行おうとする貨物が一致すること。</p> <p><u>ホ</u> 電子原産地証明書が有効期間（発給の日から1年）内のものであること。</p> <p><u>へ</u> 単一の船積みに係る産品について発給された電子原産地証明書であること。なお、当該電子原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていることのみをもって無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p><u>ト</u> 再発給された電子原産地証明書である場合には、当初の電子原産地証明書の番号及び発給年月日が登録されていること。なお、再発給された電子原産地証明書の有効期間の起算日は当初の電子原産地証明書が発給された日となるので留意すること。</p> <p><u>チ</u> 船積日から起算して4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）に発給された電子原産地証明書においては、遡及的に発給された旨が登録されていること。 <u>なお、電子原産地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68-5-12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 通関業者等が上記(1)の確認の後、輸入申告等において電子原産地証明書を提出する場合には、以下のいずれかの方法により当該電子原産地証明書に登録された項目を入力することを求めるものとする。</u></p> <p><u>イ 当該電子原産地証明書に係る仕入書番号、原産地証明書番号の順に輸入承認証番号等欄の連続する2欄に入力する方法</u></p> <p><u>ロ 当該電子原産地証明書を識別するためにシステムにより付された固有の番号を輸入承認証番号等欄に入力する方法</u></p> <p><u>（電子原産地証明書の内取）</u></p> <p>15の2-2 通関業者等が、システムに登録された一の電子原産地証明書</p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る貨物を分割して逐次輸入する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>輸入申告事項の登録に際して上記15の2-1(2)イ又はロに規定する項目の入力を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、電子原産地証明書の内取内容の仮登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>通関業者等が、上記(1)により仮登録した電子原産地証明書に係る輸入申告（予備申告の場合にあっては予備申告）を行った後、通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われる前に、システムに仮登録された電子原産地証明書の内取内容について訂正又は取消しを行おうとする場合には、あらかじめ通関担当部門に当該訂正又は取消しの申出を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、当該訂正又は取消しを行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われ、電子原産地証明書の内取内容を税関が確認した旨がシステムに登録された後に、通関業者等が当該登録内容の訂正を求める場合には、あらかじめ当該通関担当部門に当該訂正の申出を行った上で、「原産地内取内容呼出し」業務を利用して、登録内容を訂正することを求めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>電子原産地証明書に登録された貨物の数量又は数量の単位が実際に輸入される貨物の数量又は数量の単位と相違する場合であって、上記15の2-1の規定により、当該電子原産地証明書を当該輸入される貨物全体に対して有効なものとして取り扱うときの当該電子原産地証明書の内取は、当該電子原産地証明書に登録された貨物の数量又は数量の単位に基づき行う必要があることに留意する。この場合において、通関業者等に対し、当該電子原産地証明書に登録された貨物の数量の範囲内において、各々の内取における数量を調整の上、各内取の仮登録を行わせることとして差し支えない。</u></p> <p><u>（システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等への切替え等における電子原産地証明書の取扱い）</u></p> <p>15の2-3 <u>システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に切り替える場合等における電子原産地証明書の取扱いについては、以下により行うものとする。</p> <p>(1) <u>上記15の2-1(2)の規定により電子原産地証明書に係る項目を入力して行った輸入申告等について、システムによって処理をすることができなくなったことにより、マニュアルによる輸入申告等に切り替える場合には、通関業者等が「原産地証明書情報照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」（別紙様式M-572号（当該電子原産地証明書に仕入書番号及び仕入書の日付が2回以上登録されている場合又は内取情報が7回以上登録されている場合にあつては、別紙様式M-572号及びM-573号）。以下「原産地証明書情報照会情報」という。）にマニュアルによる輸入申告等に切り替えることとなつた旨を付記した上で当該輸入申告等の添付書類として提出することによって関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。なお、当該輸入申告に際して上記15の2-2の規定により内取内容の仮登録を行っている場合には、当該仮登録の取消しを行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記15の2-2の規定により電子原産地証明書の内取を行おうとする場合において、電子原産地証明書の内取内容の登録の上限（電子原産地証明書に登録された貨物の品目毎に10回）を超えて内取内容の登録が必要となつた場合その他の理由により輸入申告時のシステムによる内取内容の登録ができないときには、通関業者等が「原産地証明書情報照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」にシステムによる内取を行うことができない旨及びその内取内容を付記した上で、この章第1節1-4により提出する関係書類（この章第15節の規定により電磁的記録により提出する場合を含む。）として提出することによって、関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の規定により通関業者等が「原産地証明書情報照会情報」を提出する場合において、当該電子原産地証明書に係る貨物をさらに分割して輸入する場合には、関税法基本通達68-5-17において準用する同68-3-9の(4)及び(5)の規定によるものとし、この場合に</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>において、同規定中「原産地証明書」とあるのは「通関業者等が出力した「原産地証明書情報照会情報」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（特例申告貨物に係る電子原産地証明書の提出等）</u></p> <p><u>15の2-4 特例申告貨物について電子原産地証明書によりEPA税率の適用を求める場合には、関税法基本通達67-3-4(4)の規定に関わらず、次のいずれかの方法により行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 輸入（引取）申告時に電子原産地証明書を提出する方法</u> <u>この節15の2-1の規定に準じて電子原産地証明書を提出する。</u></p> <p><u>(2) 輸入（引取）申告時に電子原産地証明書を提出することなく保存する方法</u> <u>当該電子原産地証明書について通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」を関税法施行令第4条の12第2項第5号（同令第83条第3項において準用する場合を含む。）に規定する締約国原産地証明書として、特例輸入者又は特例委託輸入者において保存する。</u></p> <p><u>（災害その他やむを得ない理由による提出猶予が認められた電子原産地証明書の提出）</u></p> <p><u>15の2-5 関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定により、災害その他やむを得ない理由によって締約国原産地証明書の提出猶予が認められた場合において、相当と認められる期間内に電子原産地証明書を提出する場合には、通関業者等が「原産地証明書情報内容照会」業務により出力した「原産地証明書情報照会情報」を提出させるものとする。</u></p>	

原産地証明書情報照会

協定名称 N-C/O番号 C/O番号
 国コード e C/Oキー

Exporter's name, address and country	Submission Category code
	Issuer Party/Code/Name
	Origin Party/Code/Name Final destination Party/Code/Name
Importer's name, address and country	Means of transport/Code/Name
	Departure Port of loading/Code/Name
	Port of transit/Code/Name Port of unloading/Code/Name
Non-Party invoicer company/Name/Address	Document type/Code
	SenderId RecipientId SenderAuthorityId RecipientAuthorityId
	ReferenceDocument/Number/TypeCode/Date
Non-Party/Code/Name	
Remarks	
Declaration by the exporter/Date/Location	Certification/Date/Location
Signer name	

原産地証明書情報内容照会

Item number category code	Itemised	HS code	Number and kind of packages Quantity Gross weight
Preference criterion			
Description of goods			
Marks and numbers			
Invoice number and date			
内取情報 申告等番号 備考	内取方法	残存量 内取量	確認状態 申告官署 輸入許可年月日
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>			

別紙_原産地証明書情報照会 (仕入書/内取情報)

協定名称

N-C/O番号

C/O番号

Item number

Invoice number and date

内取情報	内取方法	残存量	確認状態	申告官署	輸入許可年月日
申告等番号 備考		輸入申告年月日 内取量			

Item number

Invoice number and date

内取情報	内取方法	残存量	確認状態	申告官署	輸入許可年月日
申告等番号 備考		輸入申告年月日 内取量			

Item number

Invoice number and date

内取情報	内取方法	残存量	確認状態	申告官署	輸入許可年月日
申告等番号 備考		輸入申告年月日 内取量			

加工再輸入減税制度（暫8）における生地見本等の原則省略化に係るQ & A

令和5年4月
財務省・税関

加工再輸入減税制度（暫8）における再輸入時の同一性の確認について、令和5年4月以降、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととなります。

（生地見本等の原則省略化の目的について）

Q1. 今回の生地見本等の原則省略化は、何のために行うのでしょうか。

A1. 「スマート税関構想 2020」にも記載の通り、減免税手続のデジタル化を進めるに当たり、暫8の手続きに関して検討した結果、まずは再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書といった書類により行うこととし、デジタル化を進める上で障壁の一つとなる生地見本等について提出省略を進めることとしたものです。

（確認申告書の添付書類について）

Q2. 確認申告書の添付書類については、何か変更はあるのでしょうか。

A2. 今回の通達改正により特段変更はありません。

これまでも確認申告書の添付書類については、基本通達8-4(5)の再輸入の確認のため必要な事項が確認できることが必要であり、例えば、生地規格書、指図書（企画書）、写真等になります。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

（再輸入時の同一性の確認について）

Q3. 基本通達8-4(5)に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、生地見本等を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのでしょうか。

A3. これまでも確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達8-4(5)の再輸入の確認のため必要な事項が確認できれば、必ずしも生地見本等の提出は必要ないという取扱いであり、その点は特段変わるものではありません。

今回は更に、当該通達事項の確認については、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うこととしたものですが、その方法については、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達8-

4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

（生地見本等の取扱いについて①）

Q 4. 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、従来通り生地見本等を提出することは認められないのでしょうか。

A 4. 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等を提出することができます。

（生地見本等の取扱いについて②）

Q 5. 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、輸出時において税関から生地見本等の提出を求められることはあるのでしょうか。

A 5. 輸出時の税関審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認ができない場合には、追加で資料を求めることとなります。追加資料については、当該通達事項が確認できるものであれば、書面での資料でも生地見本等でも構いません。

（生地見本等の取扱いについて③）

Q 6. 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのでしょうか。

A 6. 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めることはありません。ただし、再輸入時の税関審査において、基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

（再輸入時の税関審査における追加資料について）

Q 7. 再輸入時の税関審査において疑義が生じたため追加で提出する資料としては、どのようなものがありますか。

A 7. 疑義の内容にもよりますが、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）、写真
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で輸入通関時に同一性の確認ができない場合には、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）を提出いただき、貨物の流れを追っていくといった方法で確認を行うこととなります。

その他、手続に関する不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。

☆ペット用玩具（第 95.03 項に分類されない事例）

第 39.26 項

✚ 貨物概要

プラスチック製の猫用玩具

性 状：多泡性ポリウレタンを魚型に型抜きしたもの
中に、またたびが封入されている

材 質：ポリウレタン

用 途：猫がじゃれながら遊ぶ、又は投げて猫に与える

サイズ：長さ 7 cm



✚ 分類

関税率表第 3926.90 号－2（統計番号 3926.90-029）のその他のプラスチック製品

✚ 分類理由

関税率表第 95.03 項に規定する「その他の玩具」には、本質的に人間の娯楽のための玩具が含まれます。本品は、多泡性ポリウレタンを魚型に型抜きし、中にまたたびを封入した猫用玩具であり、同表第 95 類注 5 に規定する「その意匠、形状及び構成材料から専ら動物用と認められるもの」に該当することから、同表第 95.03 項には分類されません。

よって、本品は、他の項に該当しないその他のプラスチック製品として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）

✚ 貨物概要

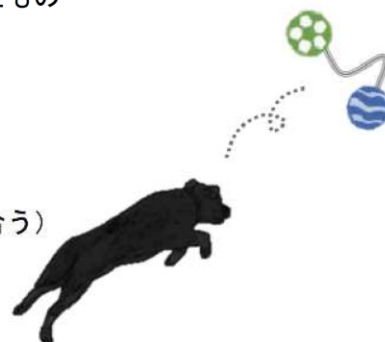
紡織用繊維製の犬用玩具

性 状：ひもの両端に紡織用繊維製のボールを取り付けたもの
ボールの中には音が鳴る笛が内蔵されている

材 質：（ひも）ナイロン
（ボール）ポリエステル、ポリウレタン
（笛）ポリエチレン

用 途：犬とのコミュニケーション（投げる、引っ張り合う）

サイズ：長さ 35cm



✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用繊維製品

✚ 分類理由

関税率表第 95.03 項に規定する「その他の玩具」には、本質的に人間の娯楽のための玩具が含まれます。本品は、ひもの両端に紡織用繊維製のボールを取り付けた犬用玩具であり、同表第 95 類注 5 に規定する「その意匠、形状及び構成材料から、専ら動物用と認められるもの」に該当することから、同表第 95.03 項には分類されません。

よって、本品は、他の項に該当しないその他の紡織用繊維製品として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）